

# 寄 附 行 為

## 評議員会への諮問事項

# 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は財団法人長崎県すこやか長寿財団（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を長崎県長崎市茂里町3番24号に置く。

(目的)

第3条 財団は、県内の高齢者の生きがいと健康づくり及び高齢者介護の実習等を通じて介護知識・介護技術の普及を図り、高齢者及び家族の福祉の増進と明るく活力ある長寿社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 高齢者の生きがいと健康づくりに関する啓発・普及
- 二 高齢者の生きがいと健康づくりに関する人材養成
- 三 高齢者等に対する学習機会の提供並びに研修の実施
- 四 行政機関及び民間の協力機関とのネットワークづくり
- 五 高齢者及び長寿社会に関する情報収集、調査、研究
- 六 行政機関、会員及び賛助会員並びに県内高齢者に対する情報の提供、情報誌の発行、各種福祉機器の普及
- 七 シルバーサービスの振興、育成
- 八 高齢者の介護の実習等を通じて地域住民への介護知識、介護技術並びに福祉機器の普及
- 九 市町の相談体制への支援
- 十 介護サービス情報の公表制度に関する事業
- 十一 その他財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初に寄附された財産
- 二 設立後に寄附された財産
- 三 資産から生ずる収入
- 四 国、県からの補助金等
- 五 事業にともなう収入
- 六 会費及びその他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、これを基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に基本財産として掲載された財産
- 二 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 資産のうち、現金は、確実に金融機関に預け入れ、若しくは信託し、国債、公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ長崎県知事の承認を得て、その一部分に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得、これを定めなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 理事長は、前項の事業計画及び収支予算については、長崎県知事に報告しなければならない。

(収支決算及び事業報告)

第11条 財団の収支決算は理事長が作成し、正味財産増減計算書、財産目録、貸借対照表及び事業報告書とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の収支決算結果については、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表に事業報告書を添えて、事業年度終了後60日以内に長崎県知事に報告しなければならない。

(事業年度)

第12条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第13条 財団に特別会計を設けることができる。

### 第3章 役員、評議員、会員、賛助会員及び職員

(役員)

第14条 財団に次の役員を置く。

- 一 理事長 1人
- 二 副理事長 1人
- 三 理事 12人以上16人以内（理事長、副理事長を含む・以下同じ。）
- 四 監事 2人

(役員を選任)

第15条 役員は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選により選任する。
- 3 理事長は、理事の中から常務理事1名を選任することができる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、財団を代表し業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、財団の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織して、財団の業務を議決する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員は、次のいずれかに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の同意により、理事長が解任することができる。この場合においては、各々議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(役員報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 前項ただし書の規定による常勤役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員)

第20条 財団に評議員を置く。

2 評議員の数は25人以上30人以内とする。

(評議員の委嘱)

第21条 評議員は、会員または学識経験者のうちから理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

2 評議員は、役員を兼ねることができない。

(評議員の任期及び解任)

第22条 第17条(役員の任期)及び第18条(役員の解任)の規定は、評議員について準用する。

この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか理事会の諮問事項

について審議し、理事長に助言する。

(出捐者、会員及び賛助会員)

第24条 財団の基本財産とすることを指定して寄附をした者を出捐者とし、出捐者又は出捐者以

外の者が財団の趣旨に賛同し、出捐以外の方法で必要な援助を行う者を会員又は賛助会員とすることができる。

2 出捐者、会員及び賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第25条 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員(以下「職員」という。)を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 職員に関し必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て定める。

## 第4章 会 議

(招集)

第26条 理事会及び評議員会は、理事長が招集する。

2 理事若しくは評議員現在数の3分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するには、その構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって会議の開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事会の議長の職務を代行する。

3 評議員会の議長は、会議のつど、評議員の互選により定める。

(定足数)

第28条 会議は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第29条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるものを除き、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 構成員の現在数

三 会議に出席した構成員の数又は氏名(書面表決及び表決委任者を含む。)

四 議決事項

五 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長のほか出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2人が署名しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事及び評議員の現在数の4分の3以上の同意を経て、かつ、長崎県知事の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、長崎県知事の認可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経て、かつ、長崎県知事の認可を受けて、財団と類似の目的をもつほかの団体に寄附する。

## 第6章 補 則

(細則)

第34条 この寄附行為について必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 財団の設立役員は、第15条の規定にかかわらず、設立発起人会において選任するものとする。
- 2 財団の設立当初の役員及び評議員の任期は、第17条（第22条で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
- 3 財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算のとおりとする。
- 4 財団の設立当初の会計年度は、12条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から昭和63年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、変更のあった日（平成2年8月31日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月19日現在で現に就任している役員及び評議員の任期は、第17条（22条で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成3年3月31日とする。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

## 評議員会への諮問事項

平成14年3月28日理事会決議

平成15年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

財団法人長崎県すこやか長寿財団寄附行為（以下「寄附行為」という。）第23条に規定する評議員会への諮問事項を次のとおり定める。

- 1 諮問事項は、次のとおりとする。
  - 一 寄附行為第8条の基本財産の処分の制限
  - 二 寄附行為第11条の事業報告及び収支決算
  - 三 寄附行為第33条の解散及び残余財産の処分
  - 四 長期借入金に関する事
  - 五 新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
  - 六 長崎県明るい長寿社会づくり推進機構及び長崎県介護実習・普及センターの運営に関する事
  - 七 その他理事長又は理事会が必要と認めた事項
  
- 2 評議員会への諮問は、原則として理事会の開催に先立って行い、評議員会での審議の経過、意見等を理事会に報告するものとする。